

令和8年9月9日
(2026年)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	健康福祉常任委員会
視察委員	委員長 藤木 栄亮 副委員長 中西 勇太 委 員 五十川有香、澤田 直己、村口久美子、清水 亮佑、 矢野伸一郎
視察期間	令和8年8月18日（火）から8月19日（水）まで2日間
視察内容等	1 視察先及び調査事項 1日目 東京都港区 子ども中高生プラザの運営及び子どもの意見反映推進事業について 2日目 千葉県浦安市 認知症とともに生きる基本条例に基づく認知症施策について 2 視察調査の概要及び意見(港区) (1) 港区の主な事業概要 ア 赤坂子ども中高生プラザの設置経過等 (ア) 赤坂子ども中高生プラザは、平成15年度に開設された大型児童センターで、学童クラブを併設。旧港区立氷川小学校跡地に、同校の旧校舎の躯体を利用して改修し、児童と高齢者の複合施設として整備された。 (イ) 港区が公設民営方式として整備し、公募により運営を社会福祉法人東京聖労院に委託、平成15年4月1日に開館した。その後、平成18年度から指定管理者制度を導入、それ以降、令和4年度から4期目（開設20年目）に至る。 (ウ) 港区内には、現在、児童館（区直営5館）、児童高齢者交流プラザ（1館）、子ども中高生プラザ（5館＋分館1館）があるが、このうち赤坂子ども中学生プラザは、港区内で初めての子ども中高生プラザとして整備された施設である。 (エ) 愛称である「プラザ赤坂なんで～も」は、地域住民を対象に公募し、応募の中から児童、保護者、地域の方々により決定したものである。 (オ) 令和2年4月から、赤坂子ども中高生プラザの分館の位置付けで、青山館（愛称カリッパ）を開設、運営開始した。

イ 施設概要

(ア) 延べ床面積 8881.02㎡

特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター 6294.71㎡

児童施設（学童クラブ、アリーナを含む） 1769.05㎡

武道場 346.04㎡

その他 471.22㎡

(イ) 部屋の機能

ラウンジ、キッズルーム、学童クラブルーム（第1、第2）、アリーナ、スタジオ（ダンス、音楽）、クラフトルーム、メディアルーム、フロント兼事務室、中高生専用スペース、だれでもトイレ等

ウ 利用概要

(ア) 赤坂子ども中高生プラザ

開館日 通年（国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日～31日、1月2日～3日を除く）

開館時間 9：30～20：00

（小学生の利用は、一人で帰れる時間を考慮し、18：00までを推奨）

(イ) 学童クラブ

事業実施日・時間

①月曜日～金曜日 下校時～19：00

②土曜日 8：00～17：00

③港区立小学校の三季休業期間の平日 8：00～19：00

(ウ) 子育てひろば

事業実施日 通年（国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日～31日、1月2日～3日を除く）

事業実施時間 10：00～18：00

エ その他

上記の説明のほか、施設内を見学した。

(2) 主な質疑内容

担当者からの説明の後、委員から次の質問があった。

ア 事業の安全性を担保するスタッフの配置状況

イ 専門職スタッフの配置内訳

ウ 多様な世代の利用に伴い生じるトラブルの有無

エ 指定管理料の年額

オ 施設運営や区の政策への子供意見の反映方法

(3) 委員会としての所感

ア 子ども中高生プラザについては、幅広い年代の子供や若者が安心

して過ごすことのできる居場所として、安全性の確保とともに、専門職を含むスタッフの配置や利用者との関係づくりを重視した運営が行われている点が印象的であった。本市においても、単に施設や場所を確保するだけではなく、子供や若者が安心して立ち寄り、継続して利用したいと思える居場所づくりという視点を、今後の施策に一層取り入れていく必要がある。

イ 特に、子供の意見を聞くこと自体を目的とするのではなく、その意見を施設運営や区の施策にどのように反映させるかを重視している点は、大いに参考となった。子供が自らの意見を表明し、その意見が実際の施策や事業につながったことを実感できる仕組みを構築することは、子供の主体性を育む上でも重要である。本市においても、子供の意見を継続的に把握し、施策形成につなげていく仕組みについて、より実効性のある取組を検討していくべきである。

ウ 子供・若者を取り巻く課題が多様化する中、行政が一方的にサービスを提供するのではなく、当事者である子供自身の声を起点として施策を考える姿勢が重要である。今回の視察を踏まえ、本市においても、居場所づくりと子供の意見表明、意見反映を一体的に進め、子供や若者が「自分たちもまちづくりの一員である」と実感できる環境づくりにつなげていくことが求められる。

(4) 各委員の所感

ア 赤坂子ども中高生プラザ「なんで～も」は、小学校跡地を活用し、特別養護老人ホームと隣接する学童保育との複合施設として整備されている。0～18歳まで、区民に限らず登録すれば誰でも利用でき、クラフトやゲーム、運動など多様な活動ができる。館内は文化祭のようなにぎわいがあり、子供とスタッフの工夫による居心地のよい空間が印象的だった。また、「なんで～も委員会」や子供たちの声と回答の掲示など、子供の意見を運営に反映し、透明性を確保する取組は大いに参考となった。

3 視察調査の概要及び意見(浦安市)

(1) 浦安市の主な事業概要

ア 認知症とともに生きる基本条例の制定経緯

浦安市は千葉県内でも高齢化率が一番低い市であるが、他の自治体と同様、毎年高齢者人口が増加している。高齢者の増加、特に後期高齢者の増加により、今後認知症の人も増加することが想定される。

そのような中、認知症は他人事ではなく、誰もが当事者及び関係者になり得るもので、一人一人が認知症を地域の課題として捉え、認知症の人本人、家族、市民、事業者、関係機関など、多様な主体が一丸となり、認知症になっても暮らしやすいまちづくりを進めて

いくため、条例制定に至った。

イ 条例の概要

目的・基本理念（第1～3条）

- ・認知症とともに生きることのできる地域社会の実現
- ・認知症の人の尊厳の保持、希望する暮らしの実現 など

各主体の責務・役割等（第4～9条）

認知症施策の推進方策・体制（第10～20条）

- ・発信・伝達の支援、権利擁護の充実
- ・広域連携の推進、認知症施策推進基本計画の策定 など

ウ 条例制定に当たっての市民意見の反映

- (ア) 本人及び家族に加え、交通機関、金融機関、スーパー、ホテル、スポーツクラブ、学生等にヒアリングやアンケートを実施。
- (イ) 検討委員会、ワークショップ、本人ミーティング、有識者による懇話会で議論。

エ 認知症施策の推進体制

- (ア) 認知症の人や家族等を含めた市民、交通、金融、事業者、介護事業所、学校、NPO、老人クラブ、民生委員・児童委員、自治会などの多様な主体が、互いに連携し、共に力を合わせながら推進。
- (イ) 千葉県内外の自治体のほか、病院、警察など公共性の高い関係機関との広域的な関係機関との連携体制を構築し、認知症の人や家族等の暮らしを効果的に支援。
- (ウ) 認知症総合施策検討委員会を設置し、地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進。

オ 地域住民や民間事業者等と連携した取組

- (ア) 認知症とともに生きるまちづくり応援店
「認知症の方、ご家族が暮らしやすいまちづくりに協力したい！応援したい！」という気持ちがある事業所を応援店として登録。
- (イ) 認知症とともに生きるまちの実現に向けたワークショップ
日頃の生活を支える企業・介護事業者等を対象としたワークショップを開催し、認知症とともに生きるまちの実現に向け、参加者同士でどのような取組をしてみたいか話し合った。
- (ウ) 認知症の方の社会参加支援プログラム
地域、企業と協力し、認知症や若年性認知症当事者の社会参加を支援。

カ 条例施行から数年が経過した現在の課題

(ア) 現状の課題

高齢化の進展に伴い、認知症の人も増加し、誰もが当事者及び関係者になり得る。一方で、認知症に対して否定的な印象を持つ

	方や、認知症に関する情報提供が少ないとおっしゃる方もいる。 また、認知症があっても自分らしく生きるためには、意思決定支援も重要。 (1) 今後の展望 認知症に関する普及啓発により、地域全体で正しい理解を持ち、偏見をなくしていく。「認知症があっても自分らしく生きることができる」ことを地域で共有していく。 (2) 主な質疑内容 担当者からの説明の後、委員から次の質問があった。 ア 認知症とともに生きる基本条例の制定目的 イ 同様の条例を制定している自治体 ウ 認知症予防ではなく認知症の人を支えるまちづくりに力を注ぐこととした背景 エ 認知症の人とのミーティングによって得られた新たな視点 (3) 委員会としての所感 ア 浦安市が、認知症を単に「予防すべきもの」として捉えるのではなく、認知症になっても本人の意思や尊厳が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちを目指している点は、今後の認知症施策を考える上で重要な視点であると感じた。基本条例によって理念を明確に示し、市民や関係機関と共有しながら施策を推進する取組は、本市においても今後の施策を考える上で大いに参考となるものである。 イ 特に、認知症の本人とのミーティングを通じて当事者の声を直接聞き、それを施策に反映しようとする姿勢は高く評価できる。支援する側が必要と考える施策と、本人が実際に必要としている支援が必ずしも一致するとは限らない。本人の思いや困り事、希望を施策の出発点とすることが、真に当事者に寄り添った認知症施策につながるものであり、本市においても当事者の声をより積極的に施策へ反映する仕組みを検討していく必要がある。 ウ 認知症は本人や家族だけで抱える問題ではなく、医療、介護、福祉、地域住民、事業者、行政など地域全体で理解し、支えていくことが必要である。今後、高齢化が更に進む中、本市においても「認知症になっても安心して暮らせるまち」という視点をより明確にし、認知症への正しい理解の促進、当事者の社会参加、地域で支える体制づくりを一体的に進めていくことが重要である。今回の視察で得た知見を、今後の本市の認知症施策の充実に生かしていきたい。
--	--